市町の融資・助成制度等(資料提供市町のみ掲載)

◆◇ 市町小口資金

融 資 対 象 次のいずれにも該当するもの。※市町により異なりますので確認要

ア、県制度融資の対象となる事業者(業種)であって、次のいずれかに該当するもの。

*常用従業員が30人(商業・サービス業は10人)以下であること。

*事業に従事する組合員が30人以下の企業組合。

*常用従業員が30人以下の協業組合。

*常用従業員が30人以下の医業を主たる事業とする法人。

イ. 原則として、市町内で申込日以前6ヶ月(市町により3ヶ月・1年の場合有り、要確認)以上引き続き同一業種に属する事業を営んでいること。

ウ. 事業税、県民税又は市町民税のいずれかについて、本制度の申込日以前において納期が到来した税額を完納していること。

資 金 使 途 事業資金(設備・運転資金)

融資限度額 700万円 ※ただし、別に市町長が定める場合は、その額とする。

融資利率等 利子補給率等が市町により異なりますので確認要

保証料等 協会の保証付 ※保証料確認要

融資期間 5年以内

償 還 方 法 原則として、元金均等割賦償還

取扱金融機関 県内各金融機関相談窓口 県内各金融機関

各市町の担当課、商工会議所・商工会等

◆◇ 短期経営改善資金

融 資 対 象 県内で原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者であって、常時使

用する従業員の数が、50人(卸・小売・サービス業は20人)以下のもの。

※市町により異なりますので確認要

資 金 使 途 仕入・決済・賞与等運転資金。(※融資受付時期に注意)

融資限度額 1企業 700万円

1組合 1,500万円 (ただし、組合員に対する転貸融資の場合は、1組合1億円でかつ

1組合員当たり700万円)

※ただし、別に市町長が定める場合は、その額とする。

融 資 利 率 等 県利子補給率や市町利子補給率により異なりますので確認要

保 証 料 等 協会の保証付 ※保証料確認要 融 資 期 間 5ヶ月以内

償 還 方 法 元金均等割賦償還又は一括償還

取扱金融機関 県内各金融機関相談窓口 県内各金融機関

各市町の担当課、商工会議所・商工会等

$\blacklozenge \diamondsuit -$



◆◇ 小口資金

融 資 利 率 年2.47%

(市利子補給率 年1.0% ※ただし、基準金利が2.5%未満の場合は利子補給なし) ※平成25年4月1日~平成26年3月31日の1年間は、この要件を廃止します。

信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる

問い合わせ先 下田市役所産業振興課 TEL 0558-22-3914

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

◆◇ 市経済変動対策特別資金

保証対象 ①県の経済変動対策貸付金を借り受けた中小企業者

②中小企業信用保険法第2条第1項第1号及び第1号の2に掲げる中小企業者

③市内で6ヶ月以上継続して同一事業を営んでいる者

④市税を完納している者

融 資 利 率 年1.8% (市利子補給率 年1.0% ただし、県融資利率が2.5%未満の場合は利子補給なし)

補給期間 2年間

問い合わせ先 下田市役所産業振興課 TEL 0558-22-3914

◆◇ 短期経営改善資金

融 資 利 率 町利子補給率 年0.30%

信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる

問い合わせ先 川根本町役場商工観光課 TEL 0547-58-7077

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

◆◇ 小口資金

融 資 利 率 年1.90% (基準金利 年2.08%、町利子補給額 年0.18%)

ただし、平成26年3月31日までに申込を受理した融資に係る町利子補給率については 1%

信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる

問い合わせ先 南伊豆町役場産業観光課 TEL 0558-62-6300

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

◆◇ 短期経営改善資金

融 資 利 率 年1.60%(基準金利 年2.06%、県利子補給率 年0.26%、町利子補給率 年0.20%) ただし、平成26年3月31日までに申し込みを受理した融資に係る町利子補給率について は1%

信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる

問い合わせ先 南伊豆町役場産業観光課 TEL 0558-62-6300

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

(5) 松 崎 町・・・

◆◇ 小口資金

利子補給率 町利子補給率 年0.18%

信用保証等 協会の保証付きとし、保証料は協会の定めるところによる

問い合わせ先 松崎町役場企画観光課 TEL 0558-42-3964

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

◆◇ 短期経営改善資金

利子補給率 町利子補給率 年0.20%

信用保証等 協会の保証付きとし、保証料は協会の定めるところによる

問い合わせ先 松崎町役場企画観光課 TEL 0558-42-3964

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

◆◇ 中小規模工業近代化設備設置費補助金

補助金対象者 ア. 設備近代化のために、県の設備近代化資金制度または設備貸与制度に該当する機械 設備を前年中に設置した者

イ. その他、特に町長が必要と認めた者

資 金 使 途 設備近代化のための設備設置

補助限度額 ア. 設備購入の場合

取得価格の1%以内とし、10万円を限度とする

イ、設備貸与の場合

貸与代金(2回以内分に限る)の2%以内とし、10万円を限度とする

*補助金の交付を受けられるものは同一設備1回限り

取 扱 窓 口 松崎町商工会

問い合わせ先 松崎町役場企画観光課 TEL 0558-42-3964

◆◇ 工業施設整備資金利子補給金

補給対象者 次のア、イに該当する者

ア. 町内に事業所又は工場を有し1年以上継続して事業を営み、常時使用する従業員数が50人以下の法人又は個人

イ. 町内に事業用の建物を新増築するため、国・県の融資制度等により資金(借入限度額50,000千円)を年4.7%以上の利率で借り受けた事業者

利子補給金 支払利子の年1.4%

利子補給期間 5年以内

取 扱 窓 口 松崎町商工会

問い合わせ先 松崎町役場企画観光課 TEL 0558-42-3964

$\rightarrow \diamond \blacklozenge$

◆◇ 緊急経済対策融資資金利子補給金

補給対象者 次のア、イのいずれかに該当する中小企業者で、償還実績表提出時における町税等について完納しているもの

ア. 町で法第2条第4項第5号の認定を受け、緊急保障制度等を活用し、金融機関から 事業資金の融資を受けた者

イ. 静岡県中小企業経営安定資金融資制度要綱第3項に規定する経営安定資金及び中小企業災害対策資金に係る運転資金で、松崎町緊急経済対策融資資金利子補給金交付要綱第3条第1項第2号のア、イに掲げる全てに該当する融資を受けた者

利子補給金 20万円を限度(年利率0.5%以内)

利子補給期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで 問い合わせ先 松崎町役場企画観光課 TEL 0558-42-3964

(6) 西 伊 豆 町・・・・・

◆◇ 小口資金

融 資 利 率 年1.00%(基準金利 1.98% 町利子補給率 0.98%)

※平成25年4月1日~平成26年3月31日受付分

信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる

問い合わせ先 西伊豆町観光商工課 TEL 0558-52-1114

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

◆◇ 短期経営改善資金

融 資 利 率 年1.00%(基準金利 2.06% 県利子補給率 0.26% 町利子補給率 0.80%)

※平成25年4月1日~平成26年3月31日受付分

信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる

問い合わせ先 西伊豆町観光商工課 TEL. 0558-52-1114

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

(7) 河 津 町・・・・・・・

◆◇ 商工業施設整備資金利子補給金

補給対象 本町に本社(本店)が登録されている法人若しくは本町に納税申告をしている個人事業者並びに本町の住所を有するもので、新規に商工業を営もうとする者のうち、常時使用する従業員の数が20人以下の事業者とする。ただし、不動産貸付業については、対象としない。

町区域内に事業用の建物並びに設備の新・増設及び改築に要する資金を、国民生活金融 公庫の普通貸付金利以上の利率で借り受けた場合に金融機関に支払う利息額に対し利子 補給する。 利子補給率 利子補給金算出基礎額の2%の利子相当額

*建物の新・増設及び改築 1千万円以上5千万円までの借入金

*設備の新・増設及び改造 3百万円以上2千万円までの借入金

(ただし、同一事業者が建物及び設備資金を合わせて借り入れた場合の算出基礎額は、

5千万を上限とする)

補給期間 確認要

問い合わせ先 河津町役場産業振興課 TEL 0558-34-1946 又は河津町商工会

◆◇ 短期経営改善資金

利子補給率 町利子補給率 年0.20%

信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる

問い合わせ先 東伊豆町役場観光商工課 TEL 0557-95-6301

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

(9) 熱 海 市 · · · · · ·

◆◇ 小口資金

利子補給率 市利子補給率 年1.00%

信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる

問い合わせ先 熱海市役所観光経済課産業振興室 TEL 0557-86-6204

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

◆◇ 短期経営改善資金利子補給金

利子補給率 市利子補給率 年0.40%

融資条件等要確認

問い合わせ先 熱海市役所観光経済課産業振興室 TEL 0557-86-6204

※融資対象・資金使途・限度額等については県融資制度を参照

(10) 伊 東 市・・・・

◆◇ 小口資金

融資対象者 市内で1年以上引き続き同一業種を営んでいる中小企業者

融資限度額 700万円以下

融資利率等 年0.88% (基準金利 年2.08% 市利子補給率 年1.20%)

信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる

問い合わせ先 伊東市役所産業課 TEL 0557-32-1734

(11) 伊 豆 市・・・・

◆◇ 小口資金

利子補給率 市利子補給率 年0.18%

信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる

問い合わせ先 伊豆市役所産業振興課 TEL 0558-72-9910

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

◆◇ 短期経営改善資金

利子補給率 市利子補給率 年0.20%

信用保証等 静岡県の定めるところによる

問い合わせ先 伊豆市役所産業振興課 TEL 0558-72-9910

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

◆◇ 創業者支援事業補助金

補 助 対 象 者 市内で創業をした個人又は法人の代表者

補助金額 市内に設置した事業所の月ごとの賃借料の2分の1以内で限度額5万円を12月

※ファルマバレー関連事業所のときは限度額を10万円とする

問い合わせ先 伊豆市役所産業振興課 TEL 0558-72-9910

◆◇ 小口資金

利子補給率 年0.48%

信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる 問い合わせ先 伊豆の国市役所観光商工課 TEL 055-948-1480

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

◆◇ 短期経営改善資金

利子補給率 年0.20%

信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる 問い合わせ先 伊豆の国市役所観光商工課 TEL 055-948-1480

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

(13) 函 南 町・・・

◆◇ 小口資金

利子補給率 年0.18%

信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる 問い合わせ先 函南町役場農林商工課 TEL 055-979-8114

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

◆◇ 短期経営改善資金

利子補給率 年0.20%

信用保証等 協会の保証付き、県の定めるところによる

問い合わせ先 函南町役場農林商工課 TEL 055-979-8114

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照



◆◇ 小口資金

融資利率等 年1.00% (基準金利 年2.08%、市利子補給率 年1.08%)

信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる

問い合わせ先 三島市役所商工観光課 TEL 055-983-2695

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

◆◇ 短期経営改善資金

融 資 利 率 年1.50%(基準金利 年2.06%、県利子補給率 年0.26% 市利子補給率 年0.30%)

信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる

問い合わせ先 三島市役所商工観光課 TEL 055-983-2695

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

◆◇ 中小企業団体等近代化資金

融 資 対 象 者 1 事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合又はその組合員

2. 市内に住所及び事業所を有していること

3 市税完納者

資 金 使 途 設備及び運転資金

融資限度額 組合 1億円

組合員 5,000万円

融資利率等 利率、保証証等、その他要件確認要

返 済 方 法 元金均等月賦償還(据置期間 1年以内)

融資期間 7年以内

申 込 窓 口 商工組合中央金庫沼津支店

問い合わせ先 三島市役所商工観光課 TEL 055-983-2695

商工組合中央金庫沼津支店 TEL 055-931-2924

◆◇ 中小企業経済変動特別対策資金利子補給補助金

融資対象者 下記の融資を借り入れた三島市内の中小企業者

対 象 資 金 日本政策金融公庫(小規模事業者経営改善資金)

※対象企業・制度等、確認要

補 給 率 年1.00%の利子相当額(融資限度額1,000万円)

補給期間 2年以内

問い合わせ先 三島市役所商工観光課 TEL 055-983-2695

◆◇ 創業等経営支援特別対策資金利子補給補助金

融資対象者 下記の融資を借り受けた市内に事業所を有する中小企業者又は市内で創業しようとする方

対象資金 静岡県特別政策資金 (開業パワーアップ支援資金)

日本政策金融公庫(新創業融資制度)

補 給 率 年3.00%以内の利子相当額(融資限度額1,000万円)

補給期間 2年以内

問い合わせ先 三島市役所商工観光課 TEL 055-983-2695

(15) 小 山 町・・・・・

◆◇ 小口資金

融 資 利 率 年1.00% (基準金利 年2.08%、町利子補給率 年1.08%)

※平成26年3月31日受付分まで

信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる

問い合わせ先 小山町役場商工観光課 TEL 0550-76-6114

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

(16) 御 殿 場 市・・・・・・・・

◆◇ 小口資金

融 資 利 率 年1.00% (基準金利 年2.08%、市利子補給率 年1.08%)

※平成26年3月31日受付分まで

信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところとする

問い合わせ先 御殿場市役所商工観光課 TEL 0550-82-4622

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

(17) 裾 野 市・・・・・

◆◇ 小口資金

融 資 利 率 年1.00%(基準金利 年2.08%、市利子補給率 年1.08%)

※平成26年3月31日までの受付分

信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる

問い合わせ先 裾野市役所商工観光課 TEL 055-995-1857

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

◆◇ 中小企業販路拡大補助金

補助対象者 市内に事業所を有する中小企業者で市税の滞納がないもの

補助対象事業 新製品又は新技術を展示会、見本市等に出展する際の小間料又は会場使用料

補 助 額 補助対象経費の1/2以内とし、10万円を限度とする

※平成30年3月31日まで

問い合わせ先 裾野市役所商工観光課 TEL 055-995-1857

◆◇ 中小企業経営革新事業補助金

補助対象者 市内に事業所を有する中小企業者で市税の滞納がないもの

補助対象事業 県知事の承認を受けた経営革新計画に従って行われる事業に要する経費のうち、市長が

必要と認めたもの

補 助 額 補助対象経費の1/2以内とし、一の経営革新事業につき100万円を限度とする

※平成30年3月31日まで

問い合わせ先 裾野市役所商工観光課 TEL 055-995-1857

◆◇ 特別政策資金利子補給

補給対象者 以下の資金を借り入れた市内中小企業者で市税の滞納がないもの

補給対象制度 〈県特別政策資金〉

開業パワーアップ支援資金

新分野貸付

経営革新等貸付

成長産業分野支援貸付(開業パワーアップ支援資金要件、新分野貸付要件、経営革新等

貸付要件に限る)

クラスター産業分野支援貸付

〈国制度〉

総合特区支援利子補給金に係る貸付

補 給 率 0.47%

補給期間 県制度 10年

国制度 5年

問い合わせ先 裾野市役所商工観光課 TEL 055-995-1857

(18) 清 水 町・・・

◆◇ 小口資金

融 資 利 率 年1.00% (基準金利 年2.08%、町利子補給率 年1.08%)

信 用 保 証 等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる

問い合わせ先 清水町役場地域振興課 TEL 055-981-8239

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

◆◇ 短期経営改善資金

融 資 利 率 年1.50%(基準金利 年2.06%、県利子補給率 年0.26% 町利子補給率 年0.30%)

信用保証等 保証協会の定めによる

問い合わせ先 清水町役場地域振興課 TEL 055-981-8239

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

(19) 長 泉 町・・・・

◆◇ 小口資金

融 資 利 率 運転資金 年1.00%

※基準金利 2.08%、町利子補給率 1.08%

設備資金 年1.00%

※基準金利 2.08%、町利子補給率 1.08%

ただし、運転及び設備資金ともに平成25年4月1日~平成26年3月31日までの間とする。

信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる

問い合わせ先 長泉町役場産業振興課 TEL 055-989-5516

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

◆◇ 中小企業産学共同研究支援補助金

新技術の導入や技術の高度化のために、大学等と共同研究する場合には 1 / 2 を補助する。上限は20万円とする。

※平成28年3月31日まで

問い合わせ先 長泉町役場産業振興課 TEL 055-989-5516

◆◇ 中小企業新製品等開発事業補助金

新製品、新技術及び新サービスの開発、提供に挑戦する中小企業に 1 / 2 を補助する。その他の補助金を受けている場合は、その額を差し引いた額。上限は50万円とする。(ただし、県の経営革新計画の承認を受けて計画に従って行う事業)

※平成28年3月31日まで

問い合わせ先 長泉町役場産業振興課 TEL 055-989-5516

◆◇ 中小企業販路拡大事業補助金

自らが開発した新製品又は新技術を展示会や見本市に出展する場合に会場使用料の1/2を補助する。 上限は10万円とする。

※平成28年3月31日まで

問い合わせ先 長泉町役場産業振興課 TEL 055-989-5516

◆◇ 産業財産権取得補助金

補助対象者 中小企業の技術、新製品等の開発を促進するとともに、その保護を図るため、産業財産 権を取得した町内の中小企業者等で次に掲げるもの

- (1) 町内に本社又は主たる事業所を有すること
- (2) 町税等を完納していること
- (3) 同一年度に、この要綱による補助金の交付を受けていないこと
- (4) 同一の産業財産権について、他の同種の補助を受けていないこと

補助対象経費 国内における産業財産権を取得するために行った出願に要する経費(特許権については、原則として出願審査の請求を同時に行ったものに限る。)で、次に掲げるものとする。

- (1) 出願料
- (2) 出願審査請求料
- (3)登録料
- (4) 弁理士手数料
- (5) 先行技術調査料

補助金の額 経費の合計額に1/2を乗じた額(千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、30万円を限度とする。

産業財産権の取得に当たり共同出願を行った場合の補助金の額は、補助対象経費の負担 割合により按分し、それぞれの補助金の額を決定する。

申 請 時 期 補助金の交付を受けようとする者は、産業財産権を取得した日から30日以内

問い合わせ先 長泉町役場産業振興課 TEL 055-989-5516

◆◇ 中小企業緊急時事業継続計画(BCP)策定等支援補助金

補助対象等 補助金の交付を受けることができる者は、町内に事業所を有する中小企業者で、町税等 の未納がないものとする

補助対象経費補助金の対象となる経費は、次に掲げるものとする

(1) BCPを策定する際の専門家の派遣に要した費用

(2) 策定したBCPに基づき実施する訓練、備品購入等の対策に要した費用

(3) その他町長がBCPの策定の支援として必要と認める費用

補助金の額 補助金の額は、補助対象経費の実費から当該補助金以外の補助金を差し引いた額とし、

10万円を限度とする。

補助金の交付は、1中小企業者1回限りとする

問い合わせ先 長泉町役場産業振興課 TEL 055-989-5516

◆◇ 小口資金

融資利率等 年1.00% (基準金利 年2.08%、市利子補給率 年1.08%)

信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる

問い合わせ先 沼津市役所商工振興課 TEL 055-934-4749

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

◆◇ 短期経営改善資金

融資利率等 年1.40% (県制度融資利率 年1.80%-市利子補給率 年0.40%)

信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる

問い合わせ先 沼津市役所商工振興課 TEL 055-934-4749

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

◆◇ 近代化資金等利子補給

融 資 対 象 1. 近代化資金及び経営安定資金

- ア. 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に基づく事業協同組合、企業組合、商工組合、協業組合等
- イ 商店街振興組合法に基づく商店街振興組合
- ウ、市内に住所及び店舗、工場又は事業所を有するもの
- エ. 市税を完納していること
- 2. 集団化資金
 - ア. 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第2条第1項第3号に規定する工場 等集団化計画等に基づき事業を行う事業協同組合等
 - イ、市内に住所を有するもの
 - ウ. 市税を完納していること

 $\rightarrow \diamond \blacklozenge$

資金使途

1. 近代化資金

経営合理化のための設備であって、品質・精度又は能率の向上が期待できるものなど

2. 経営安定資金

生産・販売の増加又は減少及び在庫調整に必要な資金など

3. 集団化資金

土地取得及び造成資金など

融資限度額

1. 近代化資金及び経営安定資金

組合 1億円組合員 4,000万円

2. 集団化資金

総事業費の10%以内

融 資 利 率 長期プライムレートー市利子補給率(年0.30%)

融 資 期 間 1年以上7年以内

問い合わせ先 沼津市役所商工振興課 TEL 055-934-4749

商工組合中央金庫沼津支店 TEL 055-931-2924

◆◇ ニュービジネス創出事業補助金

補助対象者 市内に主たる事業所を有し、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(中小企業 新事業活動促進法)等の承認を受けた中小企業者

補助対象 承認を受けた経営革新計画に基づく事業のうち、研究開発事業費、需用費、役務費など

補 助 額 補助対象経費の1/2以内で、100万円を限度 問い合わせ先 沼津市役所商工振興課 TEL 055-934-4799

◆◇ 商店街共同施設設置費補助金

補助対象者 ア. 商店街振興組合

イ、その他市長がこれに準ずると認めた団体

補助対象 商店街共同施設の新設又は増改築等に要する経費(用地取得に係る経費は除く。)で、

その額が50万円を超えるもの

補助限度額 ア. 設置費が1億円以下の場合 30%以内

イ. 設置費が1億円を超え3億円までの場合 10%以内

ウ. 設置費が3億円を超える場合 その都度市長が定める

問い合わせ先 沼津市役所商工振興課 TEL 055-934-4748

◆◇ 中心市街地活性化出店促進事業補助金

補助対象者 中心市街地の空き店舗に出店する法人及び個人

補助対象 出店に係る改装工事のうち、内装、外装、給排水設備及び電気設備に関する工事に係る

費用

補助限度額 補助対象経費の1/2以内で、100万円を限度 問い合わせ先 沼津市役所商工振興課 TEL 055-934-4748

◆◇ 産学共同研究支援補助金

補助対象者 ア. 市内に事業所を有する中小企業者等

イ、納期が到来した市税を完納していること

補助経費 大学等との共同研究で大学等に支払う経費の1/2以内で、20万円を限度

問い合わせ先 沼津市役所商工振興課 TEL 055-934-4799

◆◇ 地域資源活用開発支援事業補助金

補助対象者 ア. 市内に主たる事業所を有する中小企業者等(製造業)

イ、納期が到来した市税に未納がないこと

補助対象 地域資源※を活用した新製品の開発・提供等を行う場合の原材料及び副資材費、機械装

置費・工具器具費、外注費など

※地域資源とは、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律

(平成19年法律第70号)第2条第2項により認定されたもので、本市に関係するもの。

補 助 額 最大50万円(補助対象経費の1/2以内)

問い合わせ先 沼津市役所商工振興課 TEL. 055-934-4799

◆◇ 環境保全資金利子補給

補助対象者 静岡県の経営改善資金貸付利子補給を受けて環境保全対策措置等を行う中小企業者又は 小規模企業者で、市内において原則として1年以上継続して工場又は事業場を経営して

いる者

補 助 額 静岡県経営改善資金の融資を受けた日から7年を限度とし、次の算式により算定した額

利子補給金の額=A÷B×C

A 融資を受けた環境保全資金の額に0.8を乗じて得た額(20万円以上4,000万円以下を

限度とする。)

B 融資を受けた経営改善資金の額

C 返済済みの利子額

問い合わせ先 沼津市役所環境政策課 TEL 055-934-4740



◆◇ 小口資金

融 資 利 率 等 年1.60% (基準金利 年2.08%、利子補給率 年0.48%)

信用保証等 保証協会の保証付き、保証料は保証協会の定める率

問い合わせ先 富士市役所産業政策課 TEL 0545-55-2779

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

◆◇ 短期経営改善資金

融資利率等 年1.50%(基準金利 年2.06%、県利子補給率 年0.26%、市利子補給率 年0.30%)

信用保証等 保証協会の保証付き、保証料は保証協会の定める率

問い合わせ先 富士市役所産業政策課 TEL 0545-55-2779

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

◆◇ 経済変動対策貸付資金

融 資 対 象 静岡県制度である経済変動対策貸付を申込む中小企業者等で、市内に本社機能を有し1

年以上継続して同一事業を営んでいるもの

資 金 使 途 運転資金・設備資金

融資限度額 5.000万円

融 資 利 率 等 年1.1% (基準金利 年2.07%、県利子補給率 年0.67% 市利子補給率 年0.3%)

(セーフティネット5号併用の場合:

基準金利 年1.97%、県利子補給率 年0.67% 市利子補給率 年0.2%)

信用保証等 保証協会の保証付き、保証料は保証協会の定める率

融資期間 10年以内

問い合わせ先 富士市役所産業政策課 TEL 0545-55-2779

◆◇ 小規模企業者貸付資金

融 資 対 象 従業員20人(商業又はサービス業5人)以下の法人・個人で市内に工場・事業所を有す

るもの。市内において1年以上継続して同一事業を営んでいるもの。

資 金 使 途 運転資金・設備資金

融 資 限 度 額 全ての信用保証協会の保証付き既借入残高と合計で1,250万円

融資利率等 年1.3%

(基準金利 年1.98%、県利子補給率 年0.18%、市利子補給率 年0.5%)

信用保証等 保証協会の保証付き、保証料は保証協会の定める率

融資期間 10年以内

問い合わせ先 富士市役所産業政策課 TEL 0545-55-2779

◆◇ 経営活性化資金

融 資 対 象 次のいずれかに該当する組合又は組合員で、市内に住所及び店舗、工場又は事業所を有し、かつ、市税を完納しているもの

- 1. 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項各号の中小企業団体
- 2. 商店街振興組合法に基づく商店街振興組合

資金 使途 ア. 近代化資金

*生産、加工、販売、購買、保管、運送等に係る共同施設の設置に要する資金

*経営合理化のための設備であって、品質、精度又は能率の向上が期待できるもの の設置に要する資金

*店舗、工場又は事業所の近代化のための改築又は増築に要する資金

イ. 経営改善資金

*資本構成の不均衡を是正するのに要する資金

*生産又は販売の増加又は減少及び在庫調整に要する資金

融資限度額 組合 1億円

組合員 5.000万円

融資利率等 (短期)短期プライムレート(保証付は、左記から -0.5%)

(長期) 長期プライムレート -0.4% (保証付は、左記から -0.5%)

※その他要確認

融 資 期 間 7年以内(1年以内据置可)

問い合わせ先 商工組合中央金庫 沼津支店 TEL 055-931-2924

富士市役所産業政策課 TEL 0545-55-2779

◆◇ 開業パワーアップ支援資金

融 資 対 象 者 静岡県特別政策資金融資要綱に定める開業パワーアップ支援資金を借り受ける方で、富士市内で創業しようとする方又は創業して5年未満の方

資金使途 創業等又は創業等により行う事業に必要な設備資金、運転資金

融資限度額 2.500万円(設備資金と運転資金の合計)

貸付利率 年0.5%(基準金利年1.97%、県利子補給率年0.47%市利子補給率年1.00%)

※県の成長分野支援貸付に該当する場合は、県利子補給率 年0.67%

保証協会の保証付き(創業関連保証、創業等関連保証、再挑戦支援保証)、保証料は保

証協会の定める率

利子補給期間 2年間 ※静岡県開業パワーアップ支援資金の融資期間は最大10年間です。

問い合わせ先 富士市役所産業政策課 TEL 0545-55-2779

◆◇ マル経融資

対 象 者 富士商工会議所又は富士市商工会の推薦を受け、日本政策金融公庫のマル経資金を借り 受けた方 ※富士商工会議所等の非会員についても利用可

対 象 期 間 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に申込みされたもの

資 金 使 途 運転資金・設備資金

貸付限度額 1,500万円(※拡充措置中)



貸付利率 年1.35%

(運用利率 年1.85%(平成25年4月現在) 市利子補給率 年0.5%)

返済期間 運転資金 7年

設備資金 10年以内(※拡充措置中)

利子補給期間 2年間

問い合わせ先 富士市役所産業政策課 TEL 0545-55-2779

◆◇ はばたき支援事業補助金

補助対象 市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者及び中小企業団体(組合)

補助経費 市内の工場等で製造された自社の製品を、展示会及び見本市等に出展する際の次に掲げる経費

①会場又は小間の使用に要する経費

②会場内又は小間内の装飾に要する経費

③会場内における備品の借り上げに要する経費

補助率 1事業所につき、5年間で3回まで、かつ同一年度内1回までで、利用回数ごとに

1回目 補助対象経費の2/3 上限額30万円

2回目 補助対象経費の1/2 上限額20万円

3回目 補助対象経費の1/3 上限額10万円

問い合わせ先 富士市役所産業政策課 TEL 0545-55-2779

◆◇ 産業財産権取得補助金

補助対象者 産業財産権を取得しようとする市内の中小企業者等で、次に掲げるもの。

ア、市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業

イ 事業協同組合などの中小企業団体

ウ.商店街振興組合など

補助対象経費 国内における特許権(原則、出願と同時に出願審査の請求を行う場合に限る)・実用新

案権・意匠権・商標権の出願経費で次の経費

○出願料 ○弁理士手数料 ○先行技術調査費用 ○図面作成料

○特許権に係る出願審査の請求料 ○実用新案権に係る登録料

補助率・額 対象経費の1/2以内で、上限30万円まで

補助回数 1社当たり同一年度内に産業財産権ごと1回

ただし、同一年度内の合計補助額は30万円を超えないものとする。

申 請 時 期 出願した日から30日以内

問い合わせ先 富士市役所産業政策課 TEL 0545-55-2779

◆◇ 産学連携ものづくりチャレンジ補助金

対象事業 新製品、新技術、製造・生産方法の開発を目的として、大学及び短大、高等専門学校、

公的研究機関と連携して実施する研究及び開発に関する事業

補助対象者 ①市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業及び中小企業団体のうち製造業を営む者

②上記の者を含む2社以上の企業で組織される共同体 (グループ)

※一事業者当たり、同一年度内1回

対 象 経 費・連携する大学等に支払う経費

・原材料及び副資材の購入に要する経費

・機械装置、工具又は器具の購入又は借用に要する経費

・加工、検査、分析、調査等の委託に要する経費

・技術指導者の受入れに要する経費

・その他市長が特に必要と認める経費

補助金額補助対象経費の2/3以内 上限50万円

※同趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合には、当該補助金等の額を控除して得た額を対象経費とする。

問い合わせ先 富士市役所産業政策課 TEL 0545-55-2779

◆◇ 小口資金

融 資 利 率 年1.60%

信用保証等 信用保証協会の定めるところによる

問い合わせ先 富士宮市役所商工振興課 知財戦略・商業係 TEL 0544-22-1295

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

◆◇ 短期経営改善資金

融 資 対 象 1. 従業員50人(商業・サービス業は20人)以下の法人又は個人

2. 市内で1年以上引き続き同一事業を営んでいること

資 金 使 途 運転資金

融資限度額 700万円

融資利率等 年1.5%

信用保証等 信用保証協会の定めるところによる

融資期間 5ヶ月以内

返 済 方 法 元金均等月賦償還、元利均等月賦償還又は一括償還

問い合わせ先 富士宮市役所商工振興課 知財戦略・商業係 TEL 0544-22-1295

◆◇ 特別小口資金

融 資 対 象 1. 協会所定の特別小口保証制度要綱に該当するもの

2. 市内において1年以上継続して同一事業を営んでいるもの

資 金 使 途 運転及び設備資金

融資限度額 700万円

年1.60%(基準金利 年2.08%、利子補給率 年0.48%) 融資利率等

信用保証等 協会の保証付き 保証料は協会の定めるところによる

融資期間 5年以内

返 済 方 法 元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還

問い合わせ先 富士宮市役所商工振興課 TEL 0544-22-1295

◆◇ 中小企業育成融資

融資対象 商工中金に出資している中小企業団体とその構成員

資金使途 運転及び設備資金

融資限度額 商工中金の規定による

融資利率等 商工中金所定の利率による

融資期間 商工中金の規定による

返済方法 一括償還又は元金均等割賦償還

問い合わせ先 商工組合中央金庫 沼津支店 TEL 055-931-2924

TEL 0544-22-1295 富士宮市役所商工振興課

◆◇ 経済変動対策貸付資金利子補給事業

補給対象 ・セーフティネット5号認定を受け、静岡県の経済変動対策貸付資金を借り受けた者

※ただし、国の緊急保証制度が開始された平成20年10月31日から、平成24年3月

31日までに上記資金を借り受けた者に限る。

・市内において1年以上継続して同一事業を営んでいること。

・市税の滞納がないこと。

補給 率 支払利子額の1/4以内

補給期間 2年以内

補給方法 融資開始後1年間及び次の1年間の支払利子額に基づき、それぞれに利子補給する。

補給開始時期 平成21年度~

問い合わせ先 富士宮市役所商工振興課 TEL 0544-22-1295

◆◇ 中小企業新技術新製品出展事業費補助金

補給対象 中小企業新技術新製品出展事業を行う市内の中小企業者等

補助金の額 中小企業新技術新製品出展事業に要する経費のうち、次に掲げる経費の合計額(他の地 方公共団体から同趣旨の補助金等の交付を受けている場合には、当該補助金等の額を控

除して得た額)の1/2に相当する額とし、20万円を限度とする

1. 会場又は小間の使用に要する経費

2. 会場内又は小間内の装飾に要する経費

3. 会場内における備品の借上げに要する経費

富士宮市役所商工振興課 TEL 0544-22-1295 問い合わせ先

◆◇ 知的財産権取得事業費補助金

補給対象者 中小企業者等の新技術及び新製品等の開発の促進または、その新技術・新製品を保護

し、もって中小企業の競争力及び経営基盤の強化並びに産業の振興を図るため、知的財

産権の取得事業を行う市内の中小企業者等で、次に掲げるもの。

①中小企業法第2条第1項に規定する中小企業者

②中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体

③特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人

※補助対象者決定には審査を実施

対象事業 下記の知的財産権の国内における取得に係る事業とし、同一会計年度において1対象者

あたり対象事業毎1回とする。

①特許権 ②実用新案権 ③意匠権 ④商標権

補助率・額 出願に係る経費の1/2以内とし、下記金額を限度とする。

特許 20万円 実用新案・意匠・商標 10万円

※ただし、各補助対象事業の補助金合計額は30万円を超えないものとする。

問い合わせ先 富士宮市役所商工振興課 TEL 0544-22-1295

◆◇ 小口資金

融 資 利 率 年1.70%

信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる

問い合わせ先 静岡市役所産業政策課 TEL 054-354-2232

静岡市産学交流センター TEL 054-275-1657

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

◆◇ 短期経営改善資金

融 資 利 率 年1.40%

信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる

問い合わせ先 静岡市役所産業政策課 TEL 054-354-2232

静岡市産学交流センター TEL 054-275-1657

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

◆◇ 産業振興資金

融 資 対 象 ・資本の額又は出資の総額が3億円(小売・サービス業は5,000万円、卸売業は1億円) 以下の中小企業者

・従業員数が300人 (小売業は50人、卸売・サービス業は100人) 以下の中小企業者 (組合、医療法人等は除く)

・市内に事務所、又は事業所を有し、1年以上同一事業を営んでいること

・納期の到来した静岡市税を完納していること

資 金 使 途 設備及び運転資金

融資限度額 2,000万円

融 資 利 率 等 年1.30% ※保証料率は、保証協会の定めるところによる。

融 資 期 間 7年以内(1年以内据置可)

取扱金融機関 市内に本・支店を有する地銀・信用金庫、都市銀行、商工中金

問い合わせ先 静岡市役所産業政策課 TEL 054-354-2232

静岡市産学交流センター TEL 054-275-1657

※融資利率は平成25年4月1日現在の利率です。詳しくは上記までお問い合せ下さい。

◆◇ 創業支援資金

融 資 対 象 ・市内で創業する又は創業して5年を経過しない中小企業者(分社、廃業後5年未満の者を含む)

・市内に1年以上居住していること(法人の場合は、代表者)

・市内に事務所又は事業所を有するかその見込のあること。

・納期の到来した静岡市税を完納していること。

資 金 使 途 設備及び運転資金

融資限度額 500万円 融資利率等 年1.0%

※保証は、創業関連保証、創業等関連保証、再挑戦支援保証のみ、保証料率は0.9%

融 資 期 間 5年以内(1年以内据置可)

取扱金融機関 市内に本・支店を有する地銀・信用金庫、都市銀行、商工中金

問い合わせ先 静岡市役所産業政策課 TEL 054-354-2232

静岡市産学交流センター TEL 054-275-1657

※融資利率は平成25年4月1日現在の利率です。詳しくは上記までお問い合せ下さい。

◆◇ 事業承継支援資金

融 資 対 象 ・資本の額又は出資の総額が3億円(小売・サービス業は5,000万円、卸売業は1億円) 以下の中小企業者

・従業員数が300人(小売業は50人、卸売・サービス業は100人)以下の中小企業者(組合、医療法人等は除く)

・市内に事務所、事業所を有し、事業を営んでいること。

・納期の到来した市税を完納していること。

◎上記の条件を満たした中小企業者が「静岡県事業引継ぎ支援センター」の支援を受けて事業を譲渡する予定であること、又は、その事業を譲受け、引き続き市内において事業を営むこと。

※事業承継の契約締結後5年までを対象とする。

資 金 使 途 事業承継に係る資金

融資限度額 3,000万円以内

融資利率等 年1.1% 融資期間 10年以内

取扱金融機関 市内に本・支店を有する地銀・信用金庫、都市銀行、商工中金

問い合わせ先 静岡市役所産業政策課 TEL 054-354-2232

静岡市産学交流センター TEL 054-275-1657

※融資利率は平成25年4月1日現在の利率です。詳しくは上記までお問い合せ下さい。

◆◇ 経営力強化支援資金

融 資 対 象 ・資本の額又は出資の総額が3億円(小売・サービス業は5,000万円、卸売業は1億円) 以下の中小企業者

・従業員数が300人(小売業は50人、卸売・サービス業は100人)以下の中小企業者(組合、医療法人等は除く)

・市内に事務所、又は事業所を有し1年以上同一事業を営んでいること。

・納期の到来した静岡市税を完納していること。

・金融機関及び「認定経営革新等支援機関」の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定並 びに計画の実行と進捗の報告を行うこと。

資 金 使 途 設備及び運転資金

※市融資制度(小口、産業、景気変動、創業、災害対策、経営力強化のみ)における借換資金

融資限度額 8.000万円以内

融資利率等 年1.5%

融 資 期 間 運転資金10年以内、設備資金7年以内、借換資金10年以内 取扱金融機関 市内に本・支店を有する地銀・信用金庫、都市銀行、商工中金

問い合わせ先 静岡市役所産業政策課 TEL 054-354-2232

静岡市産学交流センター TEL 054-275-1657

※融資利率は平成25年4月1日現在の利率です。詳しくは上記までお問い合せ下さい。

◆◇ 中小企業高度化資金

融 資 対 象 市内の中小企業等協同組合又は同組合員。

資 金 使 途 設備及び運転資金

融資限度額 組合及び転貸資金は1億円以内、組合員は2,000万円以内

融資利率等 組合 短期 年1.70%、長期 年1.80%

組合員 短期 年1.90%、長期 年2.00%

※保証付融資の場合、保証料率は、保証協会の定めるところによる。

融 資 期 間 短期1年以内、長期7年以内(1年以内据置可)

取扱金融機関 商工中金

問い合わせ先 静岡市役所産業政策課 TEL.054-354-2232

静岡市産学交流センター TEL.054-275-1657

※融資利率は平成25年4月1日現在の利率です。詳しくは上記までお問い合せ下さい。

◆◇ 小規模事業者経営改善(マル経)資金

融 資 対 象 ・市内の商工会議所及び各商工会からの推薦を受け、株式会社日本政策金融公庫による

小規模事業者経営改善(マル経)資金を借りた事業者であること。

・市内に事務所、事業所を有していること。

資金 使途 設備及び運転資金

融資限度額 1.500万円

融 資 利 率 等 利率は株式会社日本政策金融公庫の定めによる(市利子補給率1.0%)。

※利子補給期間は1年間のみ

※保証料は不要

融 資 期 間 運転資金 7年(1年以内据置可)

設備資金 10年(2年以内据置可)

取扱金融機関 株式会社日本政策金融公庫

問い合わせ先 静岡市役所産業政策課 TEL 054-354-2232

静岡市産業交流センター TEL 054-275-1657

※実施期間は平成23年4月1日~平成26年3月31日まで

融資利率は平成25年4月1日現在の利率です。詳しくは上記までお問い合せ下さい。

◆◇ 大規模展示会出展等支援事業補助金

対象事業 (1) 海外や国内で開催される大規模な見本市・展示会の出展及び開催事業 (開催事業 は団体に限る。)

(2) 静岡市内で新たな見本市・展示会を開催する事業(団体に限る。)

補助対象者 ①市内に本社又は工場 (開発機能を有するもの) がある中小企業 (企業組合を含む。)

の製造業者

②中小企業の製造業者で組織する団体(構成員の2/3以上が①に該当するものに限る。)

補助対象経費 国内:会場借上料又は小間料

海外:会場借上料又は小間料、保険料、輸送料、印刷製本費

補 助 率 補助対象経費の1/2、年度内1回利用可

補 助 額 国内:補助限度額 30万円(団体180万円)

海外:補助限度額 50万円(団体300万円)

問い合わせ先 静岡市役所地域産業課 TEL 054-281-2100

◆◇ 新商品等開発事業補助金

対 象 事 業 新しい技術や技法を利用した商品又は既存の技術・技法を応用した従来にない商品を開発する事業

補助対象者 ①市内に本社又は工場(開発機能を有するもの)がある中小企業(企業組合を含む。) の製造業者

②中小企業の製造業者で組織する団体(構成員の2/3以上が①に該当するものに限る。)

補助率・額 補助率1/2以内で、補助限度額 10万円~100万円(年1回)

問い合わせ先 静岡市役所地域産業課 TEL 054-281-2100

◆◇ 産業財産権出願等補助金

対象事業 自ら開発した製品・技術・意匠等について、特許、実用新案・意匠・商標に係る出願又は地域団体商標に係る登録出願を行う事業

補助対象者 ①市内に本社又は工場(開発機能を有するもの)がある中小企業(企業組合を含む。) の製造業者

②中小企業の製造業者で組織する団体(構成員の2/3以上が①に該当するものに限る。)

補助率・額 補助率1/2以内で、補助限度額 15万円(年1回)(地域団体商標は20万円)

問い合わせ先 静岡市役所地域産業課 TEL 054-281-2100

◆◇ 高年齢者·障害者等雇用奨励金

対象事業主 次の1~4のいずれにも該当する中小企業の事業主

- 1. 次の①~⑤のいずれから該当する求職者を公共職業安定所の紹介及び無料・有料職 業紹介事業者の紹介により雇用
 - ①高年齢者(雇用時年齢満60歳以上65歳未満)
 - ②身体障害者
 - ③知的障害者
 - ④精神障害者
 - ⑤母子家庭の母など
- 2. 雇用した対象者を国の「特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)」の助成期間満了後も引き続き雇用
- 3. 対象者を静岡市内の事業所で雇用
- 4. 対象者が雇用時から引き続き静岡市民であること

支 給 期 間 「特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)」の助成期間満了月の 翌月から

支給金額 ・重度障害者等及び精神障害者(短時間労働者を除く)1人につき月額24,000円を 18ヶ月間(6ヶ月ごと3回)

・その他の者1人につき月額16,000円を12ヶ月間(6ヶ月ごと2回)

問い合わせ先 静岡市役所商業労政課 TEL 054-354-2430

◆◇ エコアクション21取得事業者支援補助金

補助対象 環境省が策定した規格に適合する環境マネジメントシステムである「エコアクション 21」の認証登録を平成25年4月以降に新規で受けた市内の事業者

補 助 金 額 認証登録に要した費用内で、補助限度額 3万円

問い合わせ先 静岡市役所環境総務課 TEL 054-221-1306



◆◇ 小口資金(特別小口資金)

融資利率等 年1.71% (保証制度により年1.61%)

※融資申込時に信用保証協会のBCP特別保証の事前内定を受けている場合は、さらに -0.30%

問い合わせ先 焼津市役所商工課 TEL 054-626-1175

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

◆◇ 短期経営改善資金

融 資 利 率 等 年1.50% (県融資利率年1.80%のうちの年0.30%を利子補給)

※融資申込時に信用保証協会のBCP特別保証の事前内定を受けている場合は、さらに -0.30%

問い合わせ先 焼津市役所商工課 TEL 054-626-1175

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

◆◇ 緊急経営対策特別資金

融資対象者 市内において1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合であって、次のいずれかの要件に該当するもの。

- ①最近3ヶ月又は6ヶ月の売上高の平均が前年、2年又は3年前のうちのいずれか1年の同月期の売上高と比較して、5%以上減少していること。
- ②最近3ヶ月間の平均売上高に占める原油・原材料の平均仕入価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める原油・原材料の仕入価格の割合を上回り、かつ、最近3ヶ月間の売上総利益(粗利益)が、前年同期比で5%以上減少していること。

融 資 条 件 市税を完納していること。

資 金 使 途 経営安定、合理化、近代化のための設備・運転資金。

融資限度額 運転資金 1,000万円

設備資金 2,000万円

融資利率等 年1.40% (保証制度により年1.30%)

※融資申込時に信用保証協会のBCP特別保証の事前内定を受けている場合は、さらに -0.30%

融 資 期 間 7年以内(2年以内据置可)

返 済 方 法 元金均等月賦償還

問い合わせ先 焼津市役所商工課 TEL 054-626-1175

◆◇ 小規模事業者経営改善資金 (マル経融資) 利子補給金

対 象 者 次の要件をすべて満たす事業者

1. 焼津商工会議所または大井川商工会の推薦を受け、平成25年4月1日から平成26年 3月31日までの間に㈱日本政策金融公庫に小規模事業者経営改善(マル経融資)資金 を借り受けた事業者



3. 焼津市が課税する市税を滞納していない事業者

対象となる利子 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間に返済した利子

利 子 補 給 金 マル経融資資金に係る利子額(現に支払ったものに限り、遅延利息は除く。)を当該資

金の貸付利率で除して得た額の0.3%以内の利子相当額

交 付 期 間 運転資金 3年

設備資金 5年

(資金を初めて借り受けた日から起算)

問い合わせ先 焼津市役所商工課 TEL 054-626-1175

◆◇ 経営安定資金利子補給

補給対象者 県制度の「経営安定資金-連鎖倒産防止貸付」を借り受けた事業者。

補 給 率 年1.90%以内の利子担当額

補 給 期 間 借入日から3年以内

問い合わせ先 焼津市役所商工課 TEL 054-626-1175

◆◇ 中小企業者等災害防止対策資金利子補給

補給対象者 県制度「災害防止対策資金」を借り受けた者

補 給 率 支払利子額の1/2以内

そ の 他 要件等確認要

問い合わせ先 焼津市役所商工課 TEL 054-626-1175

◆◇ 小口資金融資信用保証料補給

補給対象者 小口資金を借り受けた者

補 給 率 信用保証料の総額の45%以内

そ の 他 要件等確認要

問い合わせ先 焼津市役所商工課 TEL 054-626-1175

◆◇ 開業パワーアップ支援資金融資信用保証料補給

補給対象者 県制度の「開業パワーアップ支援資金」を借り受けて焼津市内で事業を営む(営もうとす

る) 者

補 給 率 一括支払の場合 信用保証料の総額の45%以内

分割支払の場合 徴収回次1回目の信用保証料に相当する額又は信用保証料の総額に45%

を乗じて得た額のいずれか低い方の額

そ の 他 要件等確認要

問い合わせ先 焼津市役所商工課 TEL 054-626-1175

◆◇ 緊急経営対策特別資金融資信用保証料補給

補給対象者 「緊急経営対策特別資金」を借り受けた者

補 給 率 信用保証料の総額の35%以内

そ の 他 要件等確認要

問い合わせ先 焼津市役所商工課 TEL 054-626-1175

◆◇ 景気対策特別貸付

融 資 対 象 中小企業信用保険法第2条第1項第1号及び1号の2に掲げるもののうち、市内に主たる店

舗、工場又は事業所を有し、1年以上同一業種を継続し、かつ市税を完納している中小企業者。なお、景気の変動で最近3ヶ月又は6ヶ月の売上高(受注高)が直近3ヶ年のい

ずれかの同期と比較して減少していること。

資 金 使 途 運転資金

融資限度額 1,000万円

融資利率等 年1.40%、保証料は確認要

融 資 期 間 7年以内(据置2年以内)

そ の 他 貸付要件等の確認要

問い合わせ先 藤枝市役所産業集積推進課 TEL 054-643-3244

◆◇ 設備投資資金利子補給制度

補 給 対 象 市内において1年以上継続して同一事業を営み、かつ市税を完納している中小企業者

で、市が利子補給対象に定めた融資制度を利用したもの。

利子補給率等 年1.00%以内(借入金額2,000万円限度)

補給期間等 借入日から2年以内 ※その他、要件確認要

問い合わせ先 藤枝市役所産業集積推進課 TEL 054-643-3244

◆◇ 短期経営改善資金

融資利率等 年1.50%

そ の 他 市税の完納等、要件確認要

問い合わせ先 藤枝市役所産業集積推進課 TEL 054-643-3244

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

◆◇ 小口資金

融資利率等 年1.71%

そ の 他 市税の完納等 要件等確認要

問い合わせ先 藤枝市役所産業集積推進課 TEL 054-643-3244

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

◆◇ 小口資金融資信用保証料補給

補 給 対 象 小口資金を借り受けた中小企業者

補 給 率 信用保証料の総額の45%以内

そ の 他 要件等確認要

問い合わせ先 藤枝市役所産業集積推進課 TEL 054-643-3244

◆◇ 創業支援資金信用保証料補給

補 給 対 象 県制度の「創業支援資金」を借りて藤枝市内で事業を営む(営もうとする)もの。

補 給 率 信用保証料の総額の45%以内

そ の 他 要件等確認要

問い合わせ先 藤枝市役所産業集積推進課 TEL 054-643-3244

◆◇ 新製品・新技術等開発事業費補助金

補給対象者 市内の中小企業者で、従来にない新製品又は新技術を開発又は研究するもの。

補助対象経費 (1)試作原材料費(2)試作消耗品費(3)試作外注加工費(4)試作機械導入費

(5) 試作デザイン等委託料 (6) 試作アドバイザー等報償費 (7) その他市長が必要と認める経費

補助率・額 ①県等による新製品又は新技術に係る補助金の交付の決定を受けた場合は、対象となる 経費1/6以内

②①以外の場合は、対象となる経費の1/2以内

いずれも補助限度額100万円

問い合わせ先 藤枝市役所産業集積推進課 TEL 054-643-3244

◆◇ 中小企業販路拡大出展事業費補助金

補 助 対 象 者 市内に主たる事業所を有する中小企業者(製造業に属する事業を主に行う者に限る)が

展示会、見本市等に新製品等を出展した場合

補助対象経費 (1)出展に係る小間料 (2)小間装飾料 (3)印刷製本費 (4)通信運搬費

(5) その他市町が必要と認めた経費

補助率・額 対象となる経費の1/2以内で補助限度額25万円

そ の 他 受付は、展示会、見本市が開催される日の20日前まで

問い合わせ先 藤枝市役所産業集積推進課 TEL 054-643-3244

(26) 島 田 市・・・・・

◆◇ 小口資金

融資利率等 年1.40% (基準金利 年2.08%、市利子補給率 年0.68%)

問い合わせ先 島田市役所商工課 TEL 0547-36-7164

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

◆◇ 短期経営改善資金

融資利率等 年1.50% (基準金利 年2.06%、市利子補給率 年0.30%)

※県の利子補給率年0.26%利用する場合

問い合わせ先 島田市役所商工課 TEL 0547-36-7164

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

◆◇ 小口資金融資信用保証料補助金

補 助 対 象 小口資金を借り受けた小規模事業者

補 助 額 信用保証料の総額の45%以内

そ の 他 要件等確認要

問い合わせ先 島田市役所商工課 TEL 0547-36-7164

◆◇ 地域産業振興事業費補助金

補 助 対 象 ①工業系用途地域または商業及び工業活動を行うに適当と認めた地域で操業または操業 を予定しているもの

②中小企業基本法第2条第1項に規定するもので、製造業、小売業を営むもの

③下記に該当する事業を行うもの

対象事業 1.機械設備整備事業

2 環境改善施設整備事業

3. 研究開発事業

補 助 率 対象事業1及び2については 1/10以内

対象事業3については 1/2以内

補助限度額 対象事業1については 100万円

対象事業2及び3については 50万円

問い合わせ先 島田市役所商工課 TEL 0547-36-7164

(27) 牧 之 原 市 · · · · · · · ·

◆◇ 小口資金

融 資 利 率 年1.8% (基準金利 年1.98%、市利子補給率 年0.18%)

信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる

問い合わせ先 牧之原市役所商工企業課 TEL 0548-53-2647

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

◆◇ 短期経営改善資金

融 資 利 率 年1.86%(基準金利 年2.06%、市利子補給率 年0.20%)

ただし、静岡県が利子補給を実施する場合は、1.86%未満とする

信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる

問い合わせ先 牧之原市役所商工企業課 TEL 0548-53-2647

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

◆◇ 小口資金融資信用保証料補給

補給対象 小口資金を借り受けた中小企業者が当該資金を借り受けたことにより静岡県信用保証協

会に支払う信用保証料のうち、借入日から1年分の保証料とする。

※ただし、市税に未納がないこと。

補 給 額 借入金額に信用保証料率を乗じて得た額とする。

ただし、借入日から1年分の保証料がこの額に満たない場合は、実際の支払額とする。

問い合わせ先 牧之原市役所商工企業課 TEL 0548-53-2647

◆◇ 商工業振興資金利子補給

補給対象 ①中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項第1号及び第1号の2に該

当する者であること。

②市内に1年以上継続して同一事業を営んでいる会社又は個人であること。

③市税に未納がないこと。

対象資金 次に該当する融資制度により借り受けた設備資金のうち、市長が認めたもの

①政府関係融資制度 ②静岡県融資制度 ③牧之原市小口資金融資制度

④商工貯蓄共済融資制度

対象限度 当該中小企業者が借り受けた資金につき1,000万円を限度とし、年利1.00%以内の利子

相当額を利子補給する

交付期間は借り受けた日より3年以内とする

問い合わせ先 牧之原市役所商工企業課 TEL 0548-53-2647

◆◇ 販路拡大事業費補助金

補助対象者 市内に主たる事業所を有し、製造業に属する事業を行う中小企業基本法(昭和38年法律

第154号)第2条に規定する中小企業者若しくは中小企業者が組織する団体

補助対象 展示会・見本市等に出展に要する小間料・備品借り上げ料

補 助 額 補助対象経費の1/3以内とし、10万円を限度額とする

問い合わせ先 牧之原市役所商工企業課 TEL 0548-53-2647



◆◇ 小口資金

融 資 利 率 年1.8% (基準金利 年2.08%、市利子補給率 年0.28%)

信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる

問い合わせ先 御前崎市役所商工観光課 TEL 0537-85-1135

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

◆◇ 短期経営改善資金

融 資 利 率 等 年1.66% (基準金利 年2.06%、市利子補給率 年0.40%)

ただし、県が利子補給等を実施する場合は1.66%未満とする

信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる

問い合わせ先 御前崎市役所商工観光課 TEL 0537-85-1135

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

◆◇ 企業誘致並びに市内企業育成資金利子補給

補給対象 市が誘致した企業及び市内に事業所を有し、原則として御前崎市商工会員である企業で

政府関係金融機関・県融資制度・民間金融機関の融資制度等により借り受けた建物、設

備資金のうち市長が認めたものとする。

対象設備及び融資・交付対象限度額等については御前崎市に確認要

利子補給率 対象となった融資額の利子の2/10以内

利子補給期間 3年以内とする

問い合わせ先 御前崎市役所企業港湾室 TEL 0537-85-1164

◆◇ 商工業振興資金利子補給

補給対象 ①市内に在住し、事業を営んでいる原則として御前崎市商工会員で政府関係金融機関

融資制度・県融資制度・民間金融機関融資制度等により借り受けた設備資金のうち市

長が認めたものとする。

②中小企業基本法第2条第5項小規模企業者(商業・サービス業5人以内、製造業・その

他20人以内・正社員のみ)

対象設備及び融資・利子補給金対象限度額については御前崎市に確認要

利子補給率 対象となった融資額の利子の3/10以内

利子補給期間 5年以内とする

問い合わせ先 御前崎市役所商工観光課 TEL 0537-85-1135

(29) 菊 川 市・・・・・・

◆◇ 小口資金

融 資 利 率 年1.80%(基準金利 年2.08%、市利子補給率 年0.28%)

信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる

問い合わせ先 菊川市役所商工観光課 TEL 0537-35-0936

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

◆◇ 短期経営改善資金

融 資 利 率 年1.40%(県制度融資利率 年1.80%、市利子補給率 年0.40%)

信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる

問い合わせ先 菊川市役所商工観光課 TEL 0537-35-0936

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

◆◇ 小口資金融資信用保証料補助

補 助 対 象 小口資金を借り受けた小規模事業者

補 助 率 信用保証料の総額の45%以内

問い合わせ先 菊川市役所商工観光課 TEL 0537-35-0936

(30) 掛 川 市・・・・・・・・・・

◆◇ 小口資金

融 資 利 率 年1.8%

信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる

問い合わせ先 掛川市役所商工観光課 TEL 0537-21-1149

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

◆◇ 短期経営改善資金

融資利率等 年1.4%

信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる

問い合わせ先 掛川市役所商工観光課 TEL 0537-21-1149

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

(31) 森 町・・・・・・・・・

◆◇ 小口資金

融資利率 年1.80%

信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる

問い合わせ先 森町役場産業課 TEL 0538-85-6319

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

◆◇ 短期経営改善資金

融 資 利 率 年1.40%

信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる

問い合わせ先 森町役場産業課 TEL 0538-85-6319

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

◆◇ 小口資金

融資利率等 年1.80%

信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる

問い合わせ先 袋井市役所産業振興課 TEL 0538-44-3136

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

◆◇ 短期経営改善資金

融 資 利 率 年1.40%

信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる。

問い合わせ先 袋井市役所産業振興課 TEL 0538-44-3136

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

◆◇ 景気対策特別資金融資

融 資 対 象 市内に主たる店舗、工場又は事業所を有する法人又は個人で、次の要件を満たす方

①中小企業信用保険法第2条第1項の規定する法人又は個人

②市内で1年以上同一事業を継続しているもの

③市税を完納しているもの

④景気の変動で最近3ヶ月、最近6ヶ月又は1年の売上高が、過去10年間いずれかの同期 と比較して5%以上減少している者

資 金 使 途 運転資金及び設備資金

融資限度額 1,000万円

融資利率等 1.30% (他に、信用保証料〔保証協会が定める率〕が必要です。)

融 資 期 間 7年以内(1年以内据置可)

返 済 方 法 元金均等割賦償還 申 込 先 市内取扱金融機関

問い合わせ先 袋井市役所産業振興課 TEL 0538-44-3136

$\rightarrow \triangleright \spadesuit$

◆◇ 事業資金利子補給制度

融 資 対 象 市内に主たる店舗、工場又は事業所を有する法人または個人で次の要件を満たす方

①日本政策金融公庫の貸付金(普通貸付、経営改善貸付、生活衛生一般貸付、生活衛生 振興事業貸付及び生活衛生改善貸付)を借受けていること

②常用の従業員数が50人以下(卸売業、小売業又はサービス業は20人以下)

③6ヶ月以上、市内で同一事業を営んでいること

④市税を完納していること

対象融資金額 借受けた資金の500万円以内

補給金額 年利0.5%以内の利子相当額(元金均等割賦償還による利子2ヶ年分)以内

補給期間 2年以内

申 込 先 袋井市役所産業振興課

問い合わせ先 袋井市役所産業振興課 TEL 0538-44-3136

◆◇ 小口資金

融 資 利 率 年1.90% (基準金利 年2.08%、市利子補給率 年0.18%)

信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる

問い合わせ先 磐田市役所商工観光課 TEL 0538-37-4819

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

◆◇ 短期経営改善資金

融資利率等 年1.60%(県制度融資利率 年1.80、市利子補給率 年0.20%)

信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる

問い合わせ先 磐田市役所商工観光課 TEL 0538-37-4819

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

◆◇ 高度化あっせん融資

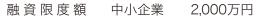
融 資 対 象 次のいずれかに該当するもので、市内に住所及び工場を有し、かつ市税を完納している もの

ア 中小企業基本法第2条に規定する会社及び個人

- イ. 中小企業団体の組織に関する法律第3条1号に規定する中小企業団体
- ウ、商店街振興組合法に規定する商店街振興組合

資 金 使 途 次に掲げる設備及び運転資金

- ア、経営合理化のための設備や店舗の改造等に必要な設備資金
- イ. 上記の設備を賃貸借するための1年分の運転資金
- ウ、生産、加工、販売などの共同施設の設置などに必要な設備資金
- エ. 原材料の購入、手形の決済等に必要な運転資金



組 合 5,000万円

融資利率等 中小企業 年1.70% (保証付 年1.60% ※保証料は協会の定めるところによる)

組 合 年1.60%(保証付 年1.50% ※保証料は協会の定めるところによる)

融資期間 7年以内

取扱金融機関 商工組合中央金庫浜松支店

問い合わせ先 磐田市役所商工観光課 TEL 0538-37-4819

◆◇ 経済変動対策貸付資金利子補給金

補給対象 県の経済変動対策貸付資金を借り受けた中小企業に対し、借入に伴う利子の一部を補

給。(ただし、要綱別表、経済変動対策貸付1の東日本大震災復興緊急保証利用を除くもの)

市内で1年以上継続して同一の事業を営み、かつ、市税を完納しているもの。

利子補給率 経済変動対策貸付資金について5.000万円を限度として、年利1.00%以内の利子相当額

を補給。

補給期間 借受日から2年以内

問い合わせ先 磐田市役所商工観光課 TEL 0538-37-4819

◆◇ 開業パワーアップ支援資金利子補給金

補給対象 県の開業パワーアップ支援資金を借り受けた中小企業に対し、借入に伴う利子の一部を

補給。ただし、市税を完納しているもの。

利子補給率 年利1.00%以内の利子相当額を補給。

補給期間 借受日から1年以内

問い合わせ先 磐田市役所商工観光課 TEL 0538-37-4819

◆◇ 繊維工業振興資金利子補給金

補 給 対 象 次のいずれにも該当するもの

ア、繊維製造加工業及び関連業種に属する事業を営む中小企業及び個人

イ. 市内で1年以上継続して同一の事業を営んでいること

ウ.市税の滞納がないこと

対象資金 経営の安定と振興を図るためのもので、機械器具、装置及び付属品等の購入又は改良に

要する設備資金とし、設備の借り受けに要する費用は除く。なお、対象となる資金は、

各金融機関等の融資制度により借り受けた資金で、次の条件を満たすもの

ア. 限度額 3,000万円

イ. 償還方法 元金均等割賦償還又は元利均等割賦償還(1年以内の据置きを認める)

利子補給条件 補給率 年1.00%

補給期間 3年以内

問い合わせ先 磐田市役所商工観光課 TEL 0538-37-4819

◆◇ ビジネスサポート資金

融 資 対 象 市内に主たる店舗・工場・事業所を有する従業員20人以下の中小企業者

ア、市税を滞納していないこと

イ. 信用保証協会の保証対象業種であること

資 金 使 途 運転及び設備資金

融 資 限 度 額 5,000万円

融資利率等 年1.6%以内(平成25年4月1日現在)

融資期間 10年以内(据置2年以内)申 込 先 市制度融資取扱金融機関

問い合わせ先 浜松市役所産業総務課 TEL 053-457-2281

◆◇ 経営力強化資金

融 資 対 象 市内に主たる店舗・工場・事業所を有する中小企業者で、金融機関及び認定支援機関の

支援を受け、事業計画の策定並びに計画実行・進捗の報告を行う中小企業者

ア、市税を滞納していないこと

イ. 信用保証協会の保証対象業種であること

資 金 使 途 運転及び設備資金

融資限度額 8,000万円

融資利率等 年1.4%以内(平成25年4月1日現在)

融 資 期 間 運転5年以内、設備7年以内、保証付既往借入金を借換の場合10年以内(据置1年以内)

申 込 先 市制度融資取扱金融機関

問い合わせ先 浜松市役所産業総務課 TEL 053-457-2281

◆◇ 中小企業育成資金

融 資 対 象 市内に主たる店舗・工場・事業所を有する中小企業者

ア. 従業員30名以下(商業、サービス業は10名以下)

イ. 3ヶ月以上同一事業を営んでいること

ウ. 市税を滞納していないこと

工、信用保証協会の保証対象業種であること

オ. 特別小口保証利用の場合は、従業員20名以下(商業、サービス業は5名以下)で、1年 以上事業を営み、所得割の税金を完納し、特別小口保証以外の保証残高がないこと

資 金 使 途 運転及び設備資金

融資限度額 700万円

融資利率等 年1.7%以内(平成25年4月1日現在)

融 資 期 間 5年以内(据置6ヶ月以内) 申 込 先 市制度融資取扱金融機関

問い合わせ先 浜松市役所産業総務課 TEL 053-457-2281

◆◇ 短期資金

融 資 対 象 市内に主たる店舗・工場・事業所を有する中小企業者

ア. 1年以上事業を営んでいること

イ. 市税を滞納していないこと

ウ. 信用保証協会の保証対象業種であること

資 金 使 途 一時的に必要な運転資金

融資限度額 企業 700万円

組合 1,500万円

融資利率等 年1.7%以内(平成25年4月1日現在)

融資期間 1年以内

申 込 先 市制度融資取扱金融機関

問い合わせ先 浜松市役所産業総務課 TEL 053-457-2281

◆◇ 創業サポート資金

融 資 対 象 ①市内で新規に開業する者(新規開業者)

②市内に主たる店舗・工場・事業所を有し、開業して5年以内の中小企業者

ア. 市税を滞納していないこと

イ. 信用保証協会の保証対象業種であること

ウ. 中小企業診断士の確認を受けた者又は指定された講習を修了した者

資 金 使 途 運転及び設備資金

融資限度額 2,000万円

融資利率等 年1.1%以内(平成25年4月1日現在)

融資期間 10年以内(据置1年以内)申 込 先 市制度融資取扱金融機関

問い合わせ先 浜松市役所産業総務課 TEL 053-457-2281

◆◇ 市制度融資借換資金

融 資 対 象 市内に主たる店舗・工場・事業所を有する中小企業者

ア、市税を滞納していないこと

イ. 2年以上経過した普通保証、経営安定関連保証又は(景気対応)緊急保証付きの市制度融資残高を有しているもので、月々の返済額の軽減を図ることのできるもの

ウ. 経営安定関連保証利用の場合は、中小企業信用保険法第2条第4項に基づく市長の認 定を受けていること

資 金 使 途 運転資金

融資限度額 5,000万円

融資利率等 年1.9%以内(平成25年4月1日現在)

融 資 期 間 10年以内(据置1年以内)

申 込 先 市制度融資取扱金融機関

問い合わせ先 浜松市役所産業総務課 TEL 053-457-2281

◆◇ 緊急災害対策資金

融 資 対 象 市内に主たる店舗・工場・事業所を有する中小企業者で、

(1) (緊急災害) 火災、風水害等の災害により、罹災証明を受けた者

(2) (緊急特別災害)

①「激甚災害」、「局地激甚災害」のいずれかに指定された災害又は災害救助法の 適用を受けた災害により被害を受けた者

②市長が特に認めた大規模災害により被害を受けた者

ア、市税を滞納していないこと

イ. 信用保証協会の保証対象業種であること

資 金 使 途 災害復旧のための運転及び設備資金

融 資 限 度 額 5,000万円(緊急災害。緊急特別災害は災害発生時に定める。)

融 資 利 率 等 年1.2%(平成25年4月1日現在。緊急災害。緊急特別災害は災害発生時に定める。)

融 資 期 間 10年以内(据置2年以内) 取扱金融機関 市制度融資取扱金融機関

問い合わせ先 浜松市役所産業総務課 TEL 053-457-2281

◆◇ 省エネ設備導入・改修等促進資金

融 資 対 象 市内に主たる店舗・工場・事業所を有する中小企業者

ア、市税を滞納していないこと

イ. 信用保証協会の保証対象業種であること

ウ、二酸化炭素排出削減のための設備内容(①熱源・熱搬送設備、②空調・換気設備、

③給排水・給湯・冷凍冷蔵設備、④発電・受変電・コージェネレーション設備、

⑤照明設備)を導入又は改修すること

資金 使 途 二酸化炭素排出削減のための設備資金(ただし、発電施設については、再生可能エネルギー固定買取制度対象設備を除く。)

融資限度額 500万円

融資利率等 年1.6%以内(平成25年4月1日現在)

融資期間 7年以内(据置1年以内)申 込 先 市制度融資取扱金融機関

問い合わせ先 浜松市役所産業総務課 TEL 053-457-2281

◆◇ 海外進出支援資金

融 資 対 象 市内に本社機能を持つ事業所を有し、以下の事業のうちいずれかを行う又は行う計画 を有する中小企業者

①海外直接投資事業(外国における支店等の設置又は拡張に限る)

②海外市場の開拓

ア. 市税を滞納していないこと

イ. 信用保証協会の保証対象業種であること

ウ、具体的な海外ビジネス計画を有すること

資金 使 途 ①海外直接投資事業にかかる運転・設備資金(海外支店の設置若しくは拡張に要する資金及びその事業にかかる事前の従業員教育費用、調査費用に限る)

②海外市場の開拓(事前の市場調査等)にかかる資金

融資限度額 5,000万円

融資利率等 年1.4%以内(平成25年4月1日現在)

融 資 期 間 10年以内(据置2年以内)

経営革新関連保証の場合は、運転資金5年以内、設備資金7年以内(据置1年以内)

取扱金融機関 市制度融資取扱金融機関

問い合わせ先 浜松市役所産業総務課 TEL 053-457-2281

◆◇ 小口資金

融資利率等 年1.50%

信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる(保証料は市で補給)

問い合わせ先 湖西市役所商工観光課 TEL 053-576-1215

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

◆◇ 短期経営改善資金

融資利率等 年1.40% (県制度融資利率 年1.80%-市利子補給率 年0.40%)

信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる

問い合わせ先 湖西市役所商工観光課 TEL 053-576-1215

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(60ページ)を参照

◆◇ 景気対策特別資金

融 資 対 象 ◎個人事業者にあっては、住所ものくは店舗、工場または事業所が市内にあること。

法人にあっては、店舗、工場または事業所が市内にあること。

◎1年以上同一事業を営んでいること

◎市税を完納していること

資 金 使 途 運転及び設備資金

融資限度額 1,000万円

融資利率等 年1.50%

信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる(保証料は市で補給)

融 資 期 間 7年以内(1年以内据置可)

問い合わせ先 湖西市役所商工観光課 TEL 053-576-1215

◆◇ 高度化資金

融 資 対 象 ◎住所及び店舗、工場又は事業所がある中小企業者又は組合

◎市税を完納していること

資 金 使 途 運転及び設備資金

融資限度額 組合 5,000万円

企業 1,000万円

融資利率等 組合 年1.60% (信用保証付きの場合は△0.1%)

企業 年1.70% (信用保証付きの場合は△0.1%)

信用保証等 協会の保証付きの場合、保証料は協会の定めるところによる

融 資 期 間 運転5年以内 設備7年以内

取扱金融機関 (株)商工組合中央金庫 浜松支店

問い合わせ先 湖西市役所商工観光課 TEL 053-576-1215

◆◇ 中小企業事業資金信用保証料補給金

趣 旨 中小企業者が湖西市中小企業事業資金融資制度要綱に基づく資金を静岡県信用保証協会

の保証を付して金融機関から融資を受けた場合に負担する保証料に対し、予算の範囲内

で補給金を交付する制度

補給の対象 小口資金及び景気対策特別資金を借り受けた中小企業者が該当資金の借入時に協会に支

払った信用保証料とする

問い合わせ先 湖西市役所商工観光課 TEL 053-576-1215

◆◇ 開業パワーアップ支援資金利子補給金

補給対象者 ◎県の開業パワーアップ支援資金を借り受けた中小企業者

◎市税を完納していること

利 子 補 給 率 0.5% (平成25年度)

補給期間 10年

問い合わせ先 湖西市役所商工観光課 TEL 053-576-1215

◆◇ 技術自主開発事業費補助金

趣 旨 新技術や新製品の研究開発等に要する経費の一部を補助する制度

補助対象者 ◎市内で製造業(食料品製造業を除く)を営む企業の責任者又はその推薦を受けた企業

内のグループ・従業員

補助対象経費 補助対象経費(人件費は除く)の1/2以内(上限200万円)

1つの研究に対し1回のみ

受付期間 4/1~5/14

問い合わせ先 湖西市役所商工観光課 TEL 053-576-1215

◆◇ 中小企業販路拡大出展事業費補助金

趣 旨 展示会・見本市の出展に要する経費の一部を補助する制度

補助対象者 ◎市内の中小企業者

◎中小企業者等が組織する団体

補助対象経費 補助対象経費(人件費は除く)の1/2以内(上限20万円)

問い合わせ先 湖西市役所商工観光課 TEL 053-576-1215

◆◇ 静岡県新分野貸付資金利子補給制度

趣 旨 従来の事業から新分野に進出または海外投資を行いチャレンジする市内中小企業者を支

援するため、静岡県の特別政策資金「新事業展開支援資金新分野貸付」資金を借り入れ

た際に、市が利子の一部を補給する制度

補給対象者 ◎平成24年11月1日以降に静岡県特別政策資金「新事業展開支援資金 新分野貸付」融

資を利用していること ◎市内に本店所在地及び事業所があること ◎市内で 1 年以上継続して同一の事業を営んでいること ◎ (海外投資の場合) 市内事業所の閉鎖や事業

規模の縮小、従業員の雇用調整を伴わないこと ◎湖西市税を滞納していないこと

利子補給期間 申込の日から10年以内

利 子 補 給 率 25年度 0.47% (申込時の補給率は10年間固定)

融資限度額 1,000万円

利子補給計算期間 1月1日~12月31日毎

問い合わせ先 湖西市役所商工観光課 TEL 053-576-1215